

**農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想**

平成26年9月

厚 真 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	厚真町農業の概況	1
2	厚真町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組み	2
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本指標	5
1	個別経営体	6
2	組織経営体	10
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標	10
1	個別経営体	11
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	14
1	利用権設定等促進事業に関する事項	14
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	20
3	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	20
4	農地利用改善事業の実施区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	23
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	24
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	24
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	26
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	26
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	27
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	27
第 7	その他	31

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 厚真町農業の概況

厚真町は、道央圏に属し勇払原野の東部に位置する。東西に 17.3 km、南北に 32.5 km のやや長斜形をなし、一部を太平洋に面した総面積 404.56 k m² の町である。年平均気温は 6.5℃程度で、降雨量及び降雪量とも少なく、道内では比較的恵まれた自然条件下にある。

本地域は、町を貫流する 2 級河川厚真川流域と周辺の丘陵地帯及び勇払原野の東端に続く平地に大別され、土地利用の状況は、全体の約 78% を森林・原野が占め、約 16% が農用地、その他約 6% となっており、地域ごとに特色ある農業が展開されている。

本町農業の経営形態を大別すると、北部地区では水稻を基幹に畑作物と野菜の複合経営、北西部地区では酪農、肉用牛等の畜産経営が主に営まれており、中央部・南部及び南東部地区では水稻を基幹に畑作・野菜・花卉・肉用牛・特用林産物との複合経営、南部の太平洋沿岸部では少数ではあるが酪農の専門経営が営まれている。

2 厚真町農業の現状と課題

本町は、稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきたところであるが、農業情勢の変化に伴い畑作物・野菜・畜産等との複合的な農業経営が営まれている。

農家戸数は年々減少を続け、農林業センサス結果によると、平成 17 年に 580 戸（うち販売農家 498 戸）あった農家が、平成 22 年では 473 戸（うち販売農家 410 戸）と、5 年間で 107 戸（販売戸数 88 戸）が減少し、その減少率は 18.4%（販売農家 17.7%）となっている。

本町の 1 戸当たりの経営耕地面積は、農林業センサス結果によると、平成 22 年では 9.9ha（販売農家 11.4ha）で、北海道及び胆振平均と比較しても中小規模にあるが、販売農家のうち農業所得を主体とする農家（専業及び第 1 種兼業農家）の割合は平成 17 年の 80.1% から平成 22 年には 79.3% に、主業農家の割合は平成 17 年の 58.4% から平成 22 年には 53.9% にやや減少しているものの、農業所得に依存する農家の割合は高い。

しかし、農家子弟の新規就農者も極めて少ない状況が続き、65 歳未満の農業専従者がいる販売農家が平成 17 年の 54.0% から平成 22 年には 54.4% と高齢化傾向は変わらず、労働力不足等による離農により、農家戸数は今後も引き続き減少していくものと予想される。

本町の農業振興地域整備計画における農用地区域のうち農用地面積は 5,532ha（平成 26 年 3 月末現在）であるが、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下、「法」という。）に基づく利用権設定面積（ストック面積）は、平成 17 年度末現在の 1,419ha から平成 22 年度末現在では 1,840ha となり、併せて所有権移転面積も増加傾向を示しながら、農地の流動化が進んでいる。農家戸数が今後も減少していくと見込まれることから、農地流動化面積はさらに増加するものと予想される。

耕作放棄地面積については、農林業センサス結果によると、平成 17 年の 12.02ha から平成 22 年には 22.1ha と増加しているが、その耕作放棄地率は 0.4% で、北海道及び胆振平均の割合を大きく下回るものとなっている。しかし、昭和戦前世代の農業者のリタイア、農業従事者の高齢化、後継者不足等により、農家戸数は減少を続けて

おり、今後、これらの農地の賃貸借や売買などの農地処分の増加が見込まれ、また、先行き不安による規模拡大等の新規投資を手控える農家も見受けられることから、受け手のいない農地の増大が懸念されるため、今後とも遊休農地の未然防止に努めながら、担い手への農用地の円滑な利用集積を進めていく必要がある。

農業構造は安価な輸入農作物の増加に伴う国産農作物価格の低迷や産地間競争が激化する中、特定の国や地域の間で関税撤廃等を行うEPAやFTAの交渉、さらにTPP協定に関する動き等、国内外の経済動向により不安定な状況にあり、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。

また、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化、多面的機能の維持・発揮を柱とする「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成25年12月に決定され、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる施策が展開されるとともに、このプランで示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しが始まっており、農業政策は大きく転換されようとしている。

これらの課題に対応するためには、本町が平成22年に策定した「第6次厚真町農業振興計画（平成22～26年度）」やこれに引き続き策定予定の「第7次厚真町農業振興計画（平成27～31年度）」に基づき、農業の健全な発展と豊かで住みよい農村の確立に向け各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すことが急務である。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組み

(1) 農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方

国際化の急速な進展に伴う農産物価格の低迷など、厳しい農業情勢の中、本町農業を持続的に発展させていくためには、関係機関の連携のもと情報提供や相談活動を行い、経営感覚に優れた意欲や能力のある担い手や新規就農者による効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保し、新規就農者に対しては、各種制度資金や厚真町が講ずる新規就農者支援施策を活用しながら就農への誘導を図り、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが急務である。

農業経営の着実な発展のためには、自らの経営の計数管理を可能とする複式簿記や税制面の特例措置を活用できる青色申告の導入等を進め、価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚を育てるとともに、「生産者から経営者」への意識改革を図っていくことが求められる。

このため、農業者が自ら作成した計画に基づき経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や、経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進するとともに、地域の合意形成による担い手への農地の利用集積の促進を図るため、農用地利用改善団体の設立を推進し、必要に応じて、この団体を基礎とする特定農業法人制度及び特定農業団体制度を普及啓発することによって、経営主体としての実体を有する集落営農の組織化を推進する。さらに、地域の農地利用状況などの実態に応じた農業生産法人以外の法人等による農地の適切な利用や、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を活用し、農地の有効利用の確保を図る。

また、これらの経営体が経営規模の拡大や高収益作物の導入のほか、クリーン農業やアグリビジネスによる経営の多角化や6次産業化等、自らの創意工夫を活かした経

営を展開していけるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力のあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにするため、次のとおり他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補助金を含めて他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得をあげ得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	1 経営体当たり（主たる従事者及び補助従事者）おおむね 440 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、年間農業所得の水準については、1 経営体当たり（主たる従事者及び補助従事者）おおむね 220 万円（(2)に定めるもののおおむね5割）の達成を目標とする。

(4) 地域の実情に即した多様な担い手の育成

労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完し得る経営支援組織を育成し、地域農業のシステム化を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指す。

特に、担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難となることが予想される地域においては、必要に応じて、離農跡地等の受け手や高齢農家等からの農作業の受託者となる等、公益的な役割が期待される特定農業法人及び特定農業団体の普及啓発に努め、地域が主体となった優良農地の確保とその有効利用を一層促進する。

一方、女性農業者は、農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売、景観整備等を通じて、農村の活性化に大きく貢献している。また、農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者が経験や知識を活かし、生涯、地域活動に参加することが期待される。こうした実態等を踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定の締結や集落を中心とした営農への参加・協力を推進し、魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

また、農家戸数の減少や高齢化の進行により、集落の社会活動の困難化や活力低下など、地域社会全体への影響が懸念され、本町農業の次代を担う農業後継者や新規就農者を育成・確保していくことが重要な課題となっている。このため、就農研修の実施や意欲ある農業後継者に対する人づくり対策等の施策の充実を図り、厚真町新規就農研修等認定審査会を構成する各農業関係機関・団体や公益財団法人北海道農業公社

(北海道農業担い手育成センター)等との連携を深め、農業後継者及び新規就農希望者に対する情報提供や就農相談・研修体制の充実を図るとともに、就農に対する支援策を講じ、支援体制を強化することにより、毎年6人程度の農業後継者及び新規就農者を確保するように努める。また、新規就農希望者の雇用就農の受け皿となるよう、農業経営の法人化を支援する。

これらの取組みを進めるに当たっては、効率的かつ安定的な農業経営と、小規模兼業経営・生きがい農業を行う高齢農家、さらには地域に居住する非農業者等との間で、地域内の役割を分担しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の小規模兼業経営等にも農業経営基盤強化促進法その他の諸施策に基づく農業構造の再編等の意義について、広く理解と協力を求めていくこととする。

[農業経営形態別の取組み]

ア 稲作を主体とする農業経営

近年、米の需給ギャップの拡大等により米の価格が下落しており、稲作を主とする経営体の農業所得が低迷している。このような状況の中で、安定的な水田農業を確立するためには、需要に応じた米の計画的な生産と麦、大豆等をはじめとする転作作物の定着が必要である。

米の生産に当たっては、施肥の合理化等など栽培技術の改善による品質・食味の一層の向上を図るとともに、育苗、防除、収穫等の共同作業を推進するなど、低コスト生産に向けた生産体制の整備を図る。

また、品種・品質区分による用途別生産販売を促進し、高品質や特裁米などの主食用米とともに、業務・加工用途米、飼料用米等の新規需要米やバイオエタノール米など、多様な米づくりを推進する。

さらに、米の生産力、商品性、販売力等の一層の向上を図るため、本町の区域を越えた「たんとうまい」の中核的施設として穀類乾燥調製貯蔵施設「たんとうまいステーション」を最大限に活用し、広域米産地の形成を促進する。

なお、転作作物については、麦、大豆、飼料作物の品質、生産性の向上等により定着を図りつつ、高い収益性が期待される野菜、花き等を組み合わせた経営の複合化を図ることにより、農業所得の確保を図る。また、意欲ある担い手の育成、農業経営の法人化を促進する。

イ 畑作を主体とする農業経営

道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」の実現に向け、地域の営農条件を考慮した輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズの的確な把握のもと、需要の動向に即した計画的・安定的な生産を促進する。

また、耐冷性、耐病性及び収量性が高く、加工適正に優れた品種の普及や優良種苗の確保、休閑緑肥の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、穀類乾燥調製貯蔵施設の活用による乾燥調製・選別の適正化を図るとともに、排水対策等の生産基盤の整備を推進することにより、高品質で安定的な畑作物の生産・供給を進め、転作作物生産は本作ととらえ、地域ぐるみの作付ほ場の団地化による土地利用の合理化や、単位当たり収量・品質の向上により、転作作物の生産性向上を図る。

さらに、地域の特色を生かした農業生産活動や先進技術を活用した省力化・低コス

ト化に向けた取組、農作業の共同化や農作業受託組織の育成など、集落や地域を単位とした経営支援システムの形成を促進するとともに、穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷施設など生産流通に関する拠点施設の活用を推進する。また、意欲ある担い手の育成、農業経営の法人化を促進する。

ウ 酪農・畜産を主体とする農業経営

「厚真町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、土・草・家畜が調和したバランスのとれた人と家畜と環境にやさしいゆとりある酪農・畜産経営を育成する。

酪農については、酪農家戸数の減少による地域集落の活力低下が懸念される中で、生乳生産地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパー等の経営支援組織の強化等に取り組むとともに優れた担い手の育成・確保を推進する。

また、繁殖・育成管理技術の向上、疾病予防の徹底を図るとともに、乳牛検定成績に基づく適正な飼料給与設計など、飼養管理の改善を促進する。

肉用牛については、豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による地域的な取組体制を整備し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増大や地域ブランドの確立とともに優良基幹種雄牛や受精卵移植技術などをもとに、繁殖成績や育種価情報を活用した適期更新を進め、繁殖雌牛群全体のレベルアップを図る。

その他、軽種馬経営や養豚経営等の畜産経営においても、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて、作付地の団地化、意欲や能力のある担い手への農用地の利用集積、町営牧場の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機物資源としての有効利用を促進する。

これら酪農、肉用牛、畜産の体質強化を図り、意欲ある担い手の育成、農業経営の法人化を促進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

第1の3の(2)に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で現に成立している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲 専業	〈作付面積等〉 ・水稲 20.0ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・ " (50ps) 1台 ・田植機 (8条) 1台 ・自脱コンバイン (5条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha 規模) 2式 ・稲わら収集機 共同 ・農用トラック (2t) 1台 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し、環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 460万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 水稲・畑 作複合	〈作付面積等〉 ・水稲 7.5ha ・小麦 2.5ha ・大豆 2.5ha ・小豆 2.5ha ・てん菜 (移植) 2.5ha ・緑肥 (キカラシ) 2.5ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (65ps) 共同 ・ " (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 共同 ・自脱コンバイン (4条) 共同 ・防除ビーグル機 共同 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (5ha 規模) 2式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレーヤー 共同 ・マニユアスプレッター 共同 ・グレンドリル (14条) 共同 ・総合は種機 (4条) 共同 ・ビーンカッター (2条) 共同 ・ビーンハーベスター (自走) 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック (2t) 1台 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 440万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 水稲・野菜複合	〈作付面積等〉 ・水稲 10.8ha ・ブロッコリー 0.5ha ・かぼちゃ 0.5ha ・ほうれんそう 0.2ha 経営面積計 12.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・自脱コンバイン (4条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 1式 ・栽培ハウス (ほうれんそう用) 4棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 460万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4 水稲・花き複合	〈作付面積等〉 ・水稲 13.0ha ・トルコキョウ 0.35ha ・カーネーション 0.35ha ・輪キク 0.3ha 経営面積計 14.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (60ps) 共同 ・" (40ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・自脱コンバイン (4条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 1式 ・栽培ハウス (花き用) 10棟 ・ハウス暖房機 (花き用) 一式 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 450万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 水稲・畑作・野菜複合	〈作付面積等〉 ・水稲 10.0ha ・小豆 1.0ha ・馬鈴薯(早掘) 1.0ha ・かぼちゃ(露地) 1.0ha ・ブロッコリー 1.0ha ・緑肥(キカラシ) 1.0ha 経営面積計 15.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター(50ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・総合は種機(4条) 共同 ・ビーンカッター(2条) 共同 ・ビーンハーベスター(自走) 共同 ・ポテトプランター 共同 ・ポテトハーベスター 共同 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス(10ha規模) 1式 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり440万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 水稲・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・水稲 10.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 20.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター(70ps) 1台 ・" (50ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス(10ha規模) 1式 ・農用トラック(2t) 1台 ・マニュアルプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎(250㎡) 5棟 ・堆肥舎(113㎡) 1基 ・乾草舎(68㎡) 1棟 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり440万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 畑作・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・糞(キカラシ) 3.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 25.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・" (50ps) 1台 ・スプレーヤー 共同 ・グレンドリル (14条) 共同 ・総合は種機 (4条) 共同 ・ビーンカッター (2条) 共同 ・ビーンハーベスター (自走) 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック (2t) 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・ロールベラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎 (250㎡) 5棟 ・堆肥舎 (113㎡) 1基 ・乾草舎 (68㎡) 1棟 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 490万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
8 酪農専業	〈作付面積等〉 ・牧草 25.0ha ・飼料用とうもろこし 7.0ha 経営面積計 32.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 40頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター (90ps) 1台 ・" (60ps) 1台 ・テッターレーキ (6m) 1台 ・マニユアスプレッター (5.8t) 1台 ・ブロードキャスター (1100ℓ) 1台 ・ロールベラー 1台 ・ブランター (4畦) 1台 ・フォレンジハーベスター 1台 ・牛舎 (334㎡) 1棟 ・牛乳処理室 (29㎡) 1棟 ・堆肥舎 (100㎡) 1棟 ・バンカーサイロ (131㎡) 1基 ・乾草舎 (105㎡) 1棟 ・パドック (530㎡) 1基 ・バンクリーナー 一式 ・バルククーラー 一式 ・パイプラインミルクカー 一式 ・オートフィーダー 一式 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 など	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 450万円

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 水稲・畑作複合	〈作付面積等〉 ・水稲 28.0ha ・小麦 7.0ha ・大豆 3.5ha ・小豆 3.5ha ・てん菜 7.0ha ・馬鈴薯 7.0ha 経営面積計 56.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（80ps） 1台 ・"（50ps） 1台 ・田植機（8条） 1台 ・自脱コンバイン（6条） 2台 ・防除ビーグル機 2台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 3式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレーヤー（650ℓ） 1台 ・グレンドリル（14条） 1台 ・総合は種機（4条） 1台 ・ビーンカッター（2条） 1台 ・ビーンハーベスター（自走） 1台 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 2台 ・ポテトプランター（2畦） 1台 ・ポテトディガー（1.4m） 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 〈農業所得〉 ・一経営体当たり 1,390万円

注 1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,800～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね440万円（352万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注 2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

第1の3の(3)に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者において、本町で想定される営農類型を踏まえつつ指標を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲・ 野菜複合	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲 4.00ha ・かぼちゃ 0.40 ha ・ブロッコリー 0.15ha ・ほうれんそう 0.10ha <p>経営面積計 4.65ha</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50ps) 共同 ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条) 共同 ・自脱コンバイン (4条) 共同 ・防除ビーグル機 共同 ・籾乾燥調製施設 共同 ・育苗ハウス (5ha規模) 一式 ・栽培ハウス (ほうれんそう用) 2棟 ・農用軽トラック 1台 <p>〈その他〉</p> <p>①過大投資を避け、水稲と露地・施設野菜とを組み合わせた複合経営により所得の確保を図る。</p> <p>②栽培技術の向上を図る。</p> <p>③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <p>〈農業所得〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1経営体当たり 220万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 野菜専業	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほうれんそう 0.12ha ・アスパラ (施設) 0.15ha ・トマト 0.15ha <p>経営面積計 0.42ha</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps) 1台 ・栽培ハウス (ほうれんそう用) 3棟 ・栽培ハウス (アスパラ用) 3棟 ・栽培ハウス (トマト用) 3棟 ・農用軽トラック 1台 <p>〈その他〉</p> <p>①過大投資を避け、野菜に特化し所得の確保を図る。</p> <p>②栽培技術の向上を図る。</p> <p>③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <p>〈農業所得〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1経営体当たり 220万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 花き専業	〈作付面積等〉 ・カーネーション 0.15ha ・スターチス 0.15ha ・トルコギキョウ 0.10ha 経営面積計 0.40ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（30ps） 1台 ・栽培ハウス（花き用） 4棟 ・ハウス暖房機（花き用） 一式 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、花きに特化し所得の確保を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 230万円

注 1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,800～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね220万円（176万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注 2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

注 3) 営農類型「2 野菜専業」及び「3 花き専業」は、「第2に示した営農類型（本町で現に成立している優良事例を踏まえた主要な営農類型）」にはないが、本町での今後の新規就農に当たり想定される類型として示した。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本町では、離農や規模縮小に伴い供給される農用地について、農業委員会を中心とした農地銀行活動や農用地利用改善団体による担い手への集積等、地域・集落段階の農用地の利用調整活動をはじめ、各種の農地流動化施策を講じながら、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきたところである。

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託面積を含む。）の集積に関する目標を、概ね次のとおりとするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の本町農用地面積の92%程度

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保に関する取組みと併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を組み合わせながら、積極的に推進していく。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用等に対応するため、とまこまい広域農業協同組合が行う厚真町農業機械銀行による農作業受委託の取組み等を推進するとともに、道営ほ場整備事業等を活用し、耕地の大区画化・汎用化による農作業効率の向上、一層のコスト低減による生産性の向上を目的とした生産基盤の整備を推進する。

① 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本町における認定農業者への農地の集積状況は、平成22年度末時点で86.2%であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に向けて増加傾向にある。

また、本町では、水稻を中心とした経営に、戦略作物として麦、大豆等の土地利用型作物の定着を進めているが、近年は、ダイズシストセンチュウ等の連作障害の発生が目立ってきている。

農業者の平均年齢は62歳で、うち後継者のいる農家は17.4%である。法人の設立は微増傾向にあり、地域の高齢農家の農地を集積しながら経営規模の拡大を進めている。

② それらを踏まえた今後の農地利用の見通し

平成33年くらいまでに60戸程度の農家が離農し、これに伴い300haを超える農地が供給されることが見込まれることから、受け手の確保及び農地の遊休化の防止が急務であり、本町農業の継続的な発展のために、水稻や戦略作物の生産維持並びに適正な輪作が課題となってくる。

③ 将来の農地利用のビジョン

認定農業者数は、高齢化等の影響により平成21年度に減少に転じたが、本町農業を支える重要な担い手であることから、継続して育成・確保を進めると同時に、経営の法人化を推進していく。併せて、次世代の担い手として農家後継や新規参入等の新規就農者の育成・確保を進める。

これらの者に対し、今後供給されることが見込まれる農地の面的集積を進めながら、適正輪作の実施を含めた効率的な農業経営の実現を目指す。

④ これを実現するための具体的な取組の内容

認定農業者の育成・確保を推進するために、認定農業者制度の啓蒙普及活動を実施し、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成、確保施策の中心に位置付け、農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、制度の普及推進に取り組みながら効果的な活用を図るものとする。

また、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導に取り組むものとする。

さらに、法人設立に関しての助言活動や、認定農業者と併せた経営能力の向上を図るための研修会を実施する。これに加えて、新規就農のための研修体制の整備を進め、地域ぐるみで新たな担い手の育成・確保を推進する。

また、地域の土地利用に関する話し合いの場である、農用地利用改善団体の活性化を図るとともに、厚真町農業機械銀行による農作業受託に加えて、新たな農作業受託体制の整備を検討していく。

⑤ 関係機関及び関係団体との連携等

本町は、厚真町農業再生協議会に参集する町内の農業関係機関及び関係団体と連携し、上記の①から④までの事項を円滑に進めながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、町内各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229

- 号) 第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。) が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて (農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて) を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者 (農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件 (農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件) のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) 第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法 (平成 14 年法律第 127 号) 附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者 (農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令 (昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。) 第 3 条で定める者を除く。) は、次に掲げる要件のす

べてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、次に掲げる要件を備える場合に限るものとする。

ア 利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われること。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の認定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①に規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、

農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、本町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公 告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の認定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（農林水産省令第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ

安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 本町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別の事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21

条の 3 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出るものとする。
- ③ 本町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 7 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、厚真町農業振興協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の状態等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3の(3)及び(4)に掲げる目標等を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターである本町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会に参加し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。ま

た、新規就農者等の支援組織である厚真町新農業者育成協議会や町内の農業法人、先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう本町関係部署や教育委員会等と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを推進することで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。

また、青年就農給付金の就農状況確認のための面接等により、農業改良普及センター等を含めた関係者で当該新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、厚真町新農業者育成協議会と新規就農者等との交流の機会を設け、新規就農者等が地域の農業者からアドバイスを受けやすい環境を醸成する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる指導に限らず、農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、農業改良普及センターや農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等の就農に当たり、人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や、道及び本町の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

本町が行う就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）と連携し、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、厚真町新農業者育成協議会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織と役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 7 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本町は、道営ほ場整備事業（東和地区以下 8 地区・平成 21～36 年度）、勇払東部地区国営農業用水再編対策事業（平成 12～29 年度）の農業生産基盤整備によって、水田の大区画化や汎用化、用排水の整備等を進めるとともに、穀類乾燥調製貯蔵施設「たんとうまいステーション」や野菜集出荷施設等の活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本町は、中山間地域等直接払制度（平成 22 年度からの第 3 期対策、平成 27 年度からは法律に基づき実施される予定。）を活用し、農業の生産性向上や担い手の育成等により、耕作放棄地の未然防止や農業の持つ多面的機能の発揮に努めるなど、中山間地域の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、稲作・転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、富野地区の富野生産組合が行っているような面的な広がりでの集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体と連携しつつ、本町の関係機関・団体の役職員等をもって構成する厚真町農業振興協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、第 1 及び第 4 で掲げた目標や第 2 及び第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期的行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、厚真町農業振興協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第 6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増

大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後は高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた本町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、本町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第 4 条第 3 項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第 12 条の 10 に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。
- ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより、当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 農林水産省令第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用

する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 本町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 本町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を本町の公報への記載により公告する。

(4) 本町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、おおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等に

において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年3月28日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

別紙1 (第5の1の(1)の⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条の第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… 法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1の(2)関係)

I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は原則として3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。</p> <p>ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>